

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和45年12月か46年1月に母が行い、国民年金保険料の納付は私自身が行っており、母から年金加入の必要性を聞かされていたので、転居先でも国民年金の住所変更手続や保険料の納付は毎回確実にやってきたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳にA市B区からC区への住所変更年月日が昭和48年3月29日と記載されていること、申立人は同日付けのC区の領収印のある47年10月から48年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料の領収書を所持していることから、申立人の主張どおり、申立人はC区に転入した同年3月29日にC区役所で国民年金の住所変更手続を行い、申立期間直前の期間の保険料を現年度納付したことが確認できる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間直後の昭和48年10月以降の保険料がC区において長期間納付されていることを考慮すると、申立人は申立期間①の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳にC区からD市への住所変更年月日が昭和57年8月9日と記載されており、国民年金

被保険者台帳の同年8月7日付けのD市への住所変更記録とほぼ一致していること、及び同年10月13日に同台帳がE社会保険事務所（当時）からF社会保険事務所（当時）に移管された旨の記載があることから、申立人の主張どおり、D市に転入後、遅滞なく住所変更手続を行ったことが推認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間②直後の昭和57年10月以降の保険料が現年度納付されていることが確認できる上、申立期間は転入手続当初の3か月と短期間であり、申立期間の前後は長期間納付済みであることを考慮すると、申立人は申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、親に勧められて昭和50年2月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、52年4月から53年3月までの国民年金保険料は、市役所から送られて来た納付書で、C郵便局及びD銀行E支店（当時）において合計2万6,400円を納付した。当時の領収書を所持しており、還付された記憶も無く、夫の転勤でF（国名）に行ったのは同年4月から同年12月までであり、52年4月から53年3月までが未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料領収書を所持しており、申立期間に係る保険料が納期限内に納付されたことが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳にも昭和52年度の検認記録欄に「年度完納」の判が押され、進達の欄に該当年度の保険料を12か月分納付したことを示す「1200」の記載があり、保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の所持する年金手帳及び特殊台帳に昭和52年4月1日資格喪失と記録されており、申立期間は未加入期間となっているにもかかわらず、保険料の還付記録が無いことは不自然である。

加えて、申立人は昭和50年2月にA市B区で国民年金に任意加入以降、申立人の夫の転勤に伴いF（国名）に居住したとする53年4月から同年12月までの9か月間を除き、61年3月までG市、H市及びI市において保険料をすべて納付していることから納付意識が高かったことがうかがえる

上、出国及び帰国の際、国民年金の諸手続を行ったと述べているところ、確認できる範囲で年金手帳に記載されている住所変更年月日と特殊台帳の記録が一致すること、及びほかに保険料が納付されているにもかかわらず52年4月1日に資格を喪失させる合理的理由が見当たらないことから、申立人の資格喪失日は、出国の際誤って記録された可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和45年7月
③ 昭和49年11月から50年3月まで

私は、昭和45年8月15日に退職し、厚生年金保険の資格を喪失したので、すぐに自分でA町役場に行き、国民年金の加入手続を行い、49年11月に再就職するまで、国民年金保険料の納付を続けていた。また47年7月からは付加保険料も合わせて納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

また、昭和45年7月及び49年11月から50年3月までの期間の保険料の納付記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、任意加入期間の6か月と短期間であり、前後の期間は付加保険料を含めて国民年金保険料を納付済みである上、ほかに未納期間は無い。

また、申立人と同居し一緒に保険料を納付したとする両親は、申立人と同時期である昭和47年7月から付加保険料の納付を始め、資格喪失まで付加保険料を含めてすべて納付済みである。

さらに、申立人は厚生年金保険及び共済年金から国民年金への切替手続を適切に行っており、また、国民年金被保険者種別変更手続も適切に行っていることから、年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国

民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間②については、A町の被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日以前の昭和 45 年 7 月の保険料が納付済みと記録されている。

また、申立期間③については、同被保険者名簿及び申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人の共済組合加入期間のうち昭和 49 年 11 月から 50 年 3 月までが付加保険料を含めて納付済みと記録されている。

さらに、申立人のA町の同被保険者名簿、被保険者台帳及びオンライン記録のいずれにも保険料が還付された記録は無く、当該保険料の還付の有無は確認できない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②については定額保険料、申立期間①及び③については付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 45 年 7 月については厚生年金保険被保険者であること、及び 49 年 11 月から 50 年 3 月までの期間については共済組合の組合員であることから、両期間とも国民年金の被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、納付記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

申立期間については、私の母が国民年金保険料を毎月納付してくれており、申立期間1か月だけが未納となっていることは納付できないので、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が平成17年3月までは国民年金保険料を納付してくれており、同年4月以降は自分自身で保険料を納付していたと述べているところ、申立人が20歳になった平成10年*月から現在に至るまで、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、申立人及びその母の納付意識の高さが認められる。

また、オンライン記録により、申立期間前後の保険料の納付状況を見ると、申立人の母は、平成10年9月分の保険料を12年10月25日に納付したのを始めとして、申立期間を除き、15年3月分の保険料を17年4月27日に納付するまで、毎月1か月分ずつ定期的に保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人の母が申立期間の保険料を納め忘れたと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、国民年金の加入時期は覚えてないが、両親が加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれており、結婚後は自分で保険料を納付するようになった。昭和54年6月に第3回特例納付の案内書が届き、そこに記載されていた未納期間の保険料をすべて納付した。申立期間について、案内書には未納期間として記載されていないのに、現在では未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、20歳になった昭和48年*月から現在に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、平成5年度以降は前納制度を利用するなど、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、申立期間直前の昭和48年2月から51年3月までの38か月について、第3回特例納付制度を利用して54年6月29日に特例納付しており、A町役場が発行した預り証を所持し、A町が保管する被保険者名簿でも納付済みと記録されているところ、特殊台帳及びオンライン記録では、48年2月及び同年3月を除き未納とされていたため、年金事務所において平成22年5月18日付けで記録訂正されていることから、行政側の記録管理に不備が認められる。

さらに、申立人が所持する国民年金特例納付案内書の写しには、昭和54年6月26日の消印があり、申立期間は、同時点で特例納付の対象期間であるが、同案内書では未納期間として記載されていない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から判断すると、昭和 52 年後半ごろに払い出されており、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、同時点で申立期間は過年度納付が可能であり、申立期間は 12 か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和37年12月ごろに35年10月にさかのぼって国民年金に加入し、36年4月からの国民年金保険料を、勤めていた店の事業主の妻に依頼して、集金に来ていたA区の職員に納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年12月初めに払い出されており、その時点で申立期間の国民年金保険料は、過年度及び現年度納付が可能である上、加入当初より保険料を納付しないことは不自然である。

また、申立期間後の昭和39年4月から42年3月までの保険料が未納とされているが、申立人は、この期間は失業して親戚等の世話になっていたため、保険料は納付していなかったとするものの、その後、同年4月から60歳になる直前の平成11年*月まで長期間継続して保険料を納付していることから保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から同年6月まで

私は、昭和46年12月に結婚してからも家計を管理しており、申立期間を含めた国民年金保険料は、妻の保険料と一緒に納付していたところ、妻は納付済みとなっているのに私が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に国民年金に加入しており、この時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間後に保険料の未納は無く、申立期間が4か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の妻は申立期間を含め20歳から60歳までの480か月の保険料を完納しており、申立人の保険料の納付意識の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、A市B支所（当時）で国民年金の任意加入の手続を行い、昭和51年6月から61年3月まで、初回は現金で、その後は銀行の口座振替により国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月19日に国民年金の任意加入の手続をし、国民年金保険料の納付を始めて以降、申立期間を除き未納は無く、申立期間の前後の保険料は任意で納付済みである上、申立期間は12か月と短期間であることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人の夫は、昭和35年4月から35年間にわたり継続して同一の企業に勤務し、申立期間は経済的に安定していたものと考えられる。

さらに、申立人は昭和54年4月から平成17年2月までの期間において、国民年金から厚生年金保険への切替手続を適切に行い、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月31日から21年3月15日まで
② 昭和21年4月1日から22年5月1日まで

私は、昭和11年3月から54年3月までA社に継続して勤務し、申立期間①については徴用員としてC（国名）でD（作業）をしていたが、退職届を提出した覚えはなく、申立期間②については、B支店でE（職種）をしており、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社から提出された退職金計算書、社員配置通知書及び申立人が所持する43年勤続に対する感謝状（昭和54年2月16日付け）から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社F支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「申立期間②にA社B支店で勤務し、昭和22年5月には同社F支店に異動した。」と供述していることから、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和21年3月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年4月1日

の等級表改訂を踏まえ、210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、保管している資料から判断が不可能である旨を回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、厚生労働省社会・援護局長が発行した履歴書により、申立人は、昭和15年8月5日から21年2月15日まで徴用員として徴用され、国から給与を支給されていたことが確認でき、厚生労働省社会・援護局及び総務省人事・恩給局の見解を踏まえると、申立期間①のうち労働者年金保険法に基づく保険料徴収が開始された17年6月から終戦となる20年8月までの期間は、旧陸軍等の共済組合の可能性があることから、労働者年金保険及び厚生年金保険の対象とはならないと推認される。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年3月から6年10月までの期間については30万円、同年11月から14年8月までの期間については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月1日から平成16年5月1日まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務したときの標準報酬月額が、実際の給与の支給総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間のうち平成3年3月から14年8月までの期間において、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が保険料を控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合った標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成3年3月1日から14年9月1日までの期間における申立人の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額から、3年3月から6年10月までは30万円、同年

11月から14年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れず確認ができないが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認又は推認できる報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれも届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和61年12月から平成3年2月までの期間及び14年9月から16年4月までの期間に係る標準報酬月額については、A社から保険料の控除について回答を得ることができないため、確認することができない。

また、当該期間について申立人が主張するとおりの保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和61年12月から平成3年2月までの期間及び14年9月から16年4月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年9月14日から25年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を24年9月14日に、資格喪失日に係る記録を25年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年9月14日から25年1月1日まで
② 昭和25年1月1日から同年2月1日まで

私の夫は、昭和19年にB区(現在は、C区)にあったA社に入社し、その後、D県にあった同社E工場に勤務した後、24年からA社の子会社であるF社G工場で勤務した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、F社から提出された同社の社史により、申立人は、申立期間前の昭和24年3月にA社から子会社であるF社G工場に顧問として配属され、25年2月に当該事業所の取締役工場長に就任していることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書は、申立人がA社E工場における被保険者資格を有していた期間、同工場における被保険者資格を喪失している申立期間及びF社G工場における被保険者資格を取得した後の期間のいずれについても、A社名による同一様式である。

これらを総合的に判断すると、申立人はいずれの時期においても継続し

てA社に在籍し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書により、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年9月から同年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、F社G工場での資格取得月である昭和25年2月から保険料控除額が105円に変更されていることから、保険料の控除方法は当月控除と推認できるところ、申立期間のうち、同年1月の給与明細書においては保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和22年5月にA社に入社してから、59年9月に退職するまで継続して勤務していたのに、厚生年金保険に空白期間があることは納得できない。転勤による誤りだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に交付した在職期間証明書及び申立人が所持する転勤辞令から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和27年9月1日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和27年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月26日から同年8月25日まで

私は、A社に在職中にB社へ出向し、昭和42年7月25日に出向が解除され、翌日から引き続きA社で勤務しており、社会保険料も給与から控除されていたはずであり、未加入期間が1か月あることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に交付した在職証明書及び事業主回答書によると、申立人は、A社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和42年7月26日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所の記録においてA社の厚生年金保険被保険者の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和42年8月25日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に平成元年10月末日まで勤務し、翌日の同年11月1日にA社の関連会社であったB社に異動した。厚生年金保険及び厚生年金基金共に資格喪失日は同年11月1日に間違いなく、継続して勤務していたのに空白期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C国民健康保険組合及び事業主の回答から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（平成元年11月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳に係る記録（平成元年10月1日以降適用分）から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、企業年金連合会が保管しているA社が加入していたD厚生年金基金加入者台帳に記載された当該基金における申立人の資格喪失日が厚生年金保険における資格喪失日と同じ平成元年10月31日となっている上、事業主が同年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と記録するこ

とは通常考えられないことから、事業主が、同年 10 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月11日から同年7月16日まで

私は、昭和36年3月1日にA社に入社し、平成7年8月15日に退職するまで継続して勤務していたが、昭和36年6月11日から同年7月16日までの厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。そのころは、同社C支社D営業所に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事異動を掲載した社報から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支社から同社C支社D営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録により、A社C支社D営業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、申立人と同時期に同社B支社以外から当該営業所に異動してきた元同僚8人は、異動前の勤務地の同社関連の適用事業所において被保険者資格が継続しており、厚生年金保険の加入記録に欠落が無いことを踏まえると、申立人は同社B支社において継続して保険料を給与から控除されていたと考えられることから、昭和36年7月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社におけ

る昭和 36 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和23年4月1日に、資格喪失日に係る記録を27年7月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年4月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは4,500円、同年12月から24年4月までは6,600円、同年5月から26年7月までは7,000円、同年8月から27年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から27年7月1日まで

私の年金記録は、A社B工場に勤務していた昭和23年4月から、同社C工場に勤務することになった27年7月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、この期間は継続して同社B工場に勤務していたので、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、事業主は、「申立期間後の当社C工場における厚生年金保険加入記録があることから当社B工場においても厚生年金保険に加入していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人と同じD（作業）に従事していた元同僚二人に厚生年金保険被保険者としての記録が存在し、申立人と同じ業務に従事していたとする元同僚について、ほぼ全員に厚生年金保険被保険者としての記録があることから、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場で昭和 21 年 5 月 1 日に資格を取得し、同社C工場で 27 年 7 月 1 日に資格を取得した元同僚の記録から、23 年 4 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 11 月までは 4,500 円、同年 12 月から 24 年 4 月までは 6,600 円、同年 5 月から 26 年 7 月までは 7,000 円、同年 8 月から 27 年 6 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 4 月から 27 年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これらの申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年4月1日から18年2月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果22万円及び24万円に訂正されているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち、16年4月から17年12月までの期間の標準報酬月額に係る記録を16年4月から同年8月までは22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月及び17年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年6月までは24万円、同年7月は22万円、同年8月から同年10月までは24万円、同年11月及び同年12月は22万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成16年12月25日、17年7月25日、同年12月25日及び18年7月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を16年12月25日、17年7月25日及び同年12月25日は22万2,000円、18年7月25日は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から18年2月1日まで

- ② 平成 16 年 12 月 25 日
- ③ 平成 17 年 7 月 25 日
- ④ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 25 日

私は、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までは標準報酬月額 22 万円相当額の、同年 9 月から 18 年 1 月までは標準報酬月額 24 万円相当額の厚生年金保険料を給与から控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額は 11 万 8,000 円の等級になっている。

また、私は平成 16 年 12 月、17 年 7 月、同年 12 月、18 年 7 月、同年 12 月、19 年 7 月、同年 12 月の賞与がそれぞれ支給されていたが、会社の賞与の届出はこの 7 回分すべてが 20 年 10 月に行われており、18 年 7 月以前の 4 回分の賞与は時効のため、記録に反映されていないので、救済してほしい。

第 3 委員会判断の理由

- 1 オンライン記録によれば、申立期間①のうち、平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、当初 16 年 4 月から同年 8 月までが 22 万円、同年 9 月から 17 年 8 月までが 24 万円と記録されていたが、18 年 1 月 26 日に 11 万 8,000 円に訂正されたところ、事業主の訂正届出により 20 年 11 月 13 日に 24 万円に訂正処理されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の 24 万円ではなく、訂正処理前の 11 万 8,000 円となっている。

また、申立期間①のうち、平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたが、同年 1 月 26 日に取り消し処理が行われ、11 万 8,000 円に訂正処理されたところ、事業主の訂正届出により、20 年 11 月 13 日に 22 万円に訂正処理されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の 22 万円ではなく、訂正処理前の 11 万 8,000 円となっている。

しかし、申立人から提出された平成 16 年 4 月から 18 年 2 月までの給与明細書により、16 年 4 月から同年 8 月までは 22 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 24 万円、同年 11 月は 22 万円、同年 12 月及び 17 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 24 万円、同年 7 月は 22 万円、同年 8 月から同年 10 月は 24 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 22 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出を誤って社会保険事務所（当時）に提出したことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 18 年 1 月については、上記給与明細書から申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、訂正は行わない。

2 申立期間②、③、④及び⑤については、申立人から提出された平成 16 年 12 月から 18 年 7 月までの期間の賞与明細書により、申立期間②、③及び④は 22 万 2,000 円の標準賞与額に、申立期間⑤については 19 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和24年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月6日から同年10月13日まで

私は、昭和17年6月にA社に入社し、24年9月6日に同社C事業所から同社本社に転勤になった。この間の厚生年金保険の加入記録に空白期間があることは納得できないので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人と同時期にA社C事業所から同社本社に異動した元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本人の供述により、昭和24年9月6日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和24年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料を廃棄していることから不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和62年9月1日、資格喪失日は63年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月1日から同年9月1日まで
② 昭和62年9月1日から63年8月16日まで

私の厚生年金保険の加入記録について、申立期間①については、B社で、申立期間②については、C社（後の、D事業所）で勤務していた期間の加入記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社（D事業所のグループ会社）に係るオンライン記録により、申立人の生年月日と1年相違（月日は同じ。）するものの、申立人と同姓同名（旧姓）で、当該被保険者の資格取得日が昭和62年9月1日、資格喪失日が63年9月1日と、申立期間とほぼ一致する記録が確認できるが、当該記録は、基礎年金番号に統合されていない。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の被保険者記録がA社の被保険者記録において確認できる上、C社の会社設立から閉鎖まで勤務していたとする元同僚は、「申立人が当該期間において勤務していたことは覚えている。この会社の厚生年金保険の手続は、E社からの出向者以外は、グループ会社のA社が行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の記録であると認められ、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和

62年9月1日、資格喪失日を63年9月1日とする届出を社会保険事務所（当時）に提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録により、13万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、雇用保険の記録及び元同僚の供述により、申立人が、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所はオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立人と同じころに入社し、申立人より1か月から2か月先に辞めた。私は、当該期間について、国民年金に加入していたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録によると、元同僚は、当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人が申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格を昭和20年8月6日に取得し、25年8月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同社本社における資格喪失日に係る記録を20年8月6日、同社C支社における資格取得日に係る記録を同日、同社C支社における資格喪失日に係る記録を25年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年8月から21年3月までは90円、同年4月から同年8月までは270円、同年9月から22年5月までは300円、同年6月から同年9月までは400円、同年10月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は1,800円、同年10月から24年1月までは6,300円、同年2月から同年4月までは7,200円、同年5月及び同年6月は7,000円、同年7月から25年7月まで8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から25年8月1日まで
昭和19年6月から61年3月末までA社に途切れることなく勤務していたが、20年8月1日から25年8月1日まで未加入期間が発生しているので、厚生年金保険の記録を確認してほしい。

（注）申立ては、申立人の息子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職員カード及び厚生年金保険被保険者台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和20年8月6日に同社本社から同社C支社に異動、25年8月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社から提出された同社C支社の支社別台帳により、申立人が、当該事業所において昭和20年8月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年8月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社から提出された同社C支社の被保険者台帳における申立人(D(氏名))の厚生年金保険記号番号は「*」であり、健康保険労働者年金保険被保険者名簿で同一番号の被保険者氏名「E(氏名)」は昭和20年10月31日に資格を取得しており、また、前述の名簿の内容を書き写した被保険者名簿において同一番号の「F(氏名)」も同日に資格を取得している上、いずれの被保険者名簿においても喪失年月日が空欄となっていることから、社会保険事務所における記録管理に不適切さが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張するとおり、事業主は、申立人が昭和20年8月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和20年8月から21年3月までは90円、同年4月から同年8月までは270円、同年9月から22年5月までは300円、同年6月から同年9月までは400円、同年10月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は1,800円、同年10月から24年1月までは6,300円、同年2月から同年4月までは7,200円、同年5月及び同年6月は7,000円、同年7月から25年7月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年8月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から54年7月1日まで

A社に勤務した昭和53年8月から54年6月末日までの期間の標準報酬月額が、賃金支払明細票の総支給額に見合う標準報酬月額と相違していると思われるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された賃金支払明細票により、申立期間のうち、昭和53年8月及び同年9月については、A社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社の賃金支払明細票により、12万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、賃金支払明細票において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致しておらず、事業主は、社会保険事務所に昭和53年7月25日の資格取得時の標準報酬月額を11万8,000円と届け出ていながら、申立人から標準報酬月額12万6,000円に相当する保険料を控除していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年10月1日から54年7月1日までの期間については、賃金支払明細票で確認できる標準報酬月額は、当該事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和40年5月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月から38年1月1日まで
② 昭和40年5月21日から41年4月1日まで

私は、平成4年9月より夫の遺族年金を受けている。21年7月にねんきん特別便で夫の年金記録を初めて見たが、昭和36年2月ころから勤務していたB社の勤務期間と、40年から41年までの勤務期間が空白になっていた。その期間も病弱だった私と2人の子供は夫名義の健康保険証を常に使用しており、空白になっている期間も主人は厚生年金保険に加入していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険加入記録から、申立人は、当該期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と厚生年金保険記号番号、氏名及び生年月日が同一の厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、その資格取得日は昭和40年5月21日、資格喪失日は41年8月21日となっているが、オンライン記録では、申立人の当該事業所における被保険者記録は、資格取得日が同年4月1日、資格喪失日が同年8月21日となっていることが確認できる。

さらに、上記名簿には、ほかに申立人と同姓同名の者は確認できず、

その記載内容に不自然さは見当たらないことから、申立人のオンライン記録に誤りがあると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が誤って記録管理されていたことがうかがえることから、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のとおり、事業主は、申立人について、昭和40年5月21日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和40年5月の当該被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、事業主の証言から申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主は、「当時の社会保険の届出については、30年以上前のことなので分からないし、社会保険の手続等は、経理を担当していた者が行っていたと思う。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の加入状況について確認することができない。

また、当時の同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人を知っているが、いつごろ勤務していたかは覚えていない。」と回答しており、申立期間における具体的な証言を得ることができない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和20年10月23日、資格喪失日は23年8月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年10月から21年3月までは30円、同年4月から同年11月までは210円、同年12月から22年5月までは270円、同年6月から23年7月までは300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月23日から23年8月30日まで

私は、申立期間においてA社（現在は、C社が承継）B工場にD（職種）として勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場での元同僚の供述及び申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と姓名（旧姓）、生年月日、性別が一致する者が、当該事業所において、昭和20年10月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、資格取得日は、申立人が当該事業所に入社したとする時期と一致していることから、被保険者名簿の記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和20年10月23日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨を社会保険事務所（当時）に届け出たものと認められる。

一方、当該事業所に係る申立人の被保険者名簿には、被保険者資格の喪失日が記載されていないところ、当該事業所の退職時期について、申立人

は「退職は家族と共にE県F市に転居したことによるもので、転居してから2か月後ぐらいにF市のG社に入社したことを考えると、退職時期は昭和23年8月ごろである。」と主張しているところ、G社に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、23年10月1日であることが確認でき、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められることから、申立人の申立てどおり同年8月29日までA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿の申立人の「標準報酬等級並適用年月」欄には、標準報酬等級の記載は無いものの、適用年月を表す「23. 8」の記載が確認できることから、昭和23年8月時点では厚生年金保険の被保険者であったことが推認できる。

このように社会保険事務所では、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録を適切に管理していなかった状況がうかがわれ、この結果、申立人の当該事業所における被保険者記録が失われたものと推測される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年10月23日に被保険者資格を取得し、23年8月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和20年10月から21年3月までは30円、同年4月から同年11月までは210円、同年12月から22年5月までは270円、同年6月から23年7月までは300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における資格取得日は平成5年9月7日、資格喪失日は6年3月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月16日から4年4月1日まで
② 平成4年4月1日から5年9月7日まで
③ 平成5年9月7日から6年3月1日まで

私は、申立期間①についてはB社で正社員として働いていたので厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間②については、C社で社員と同様の勤務をしており、健康保険料や厚生年金保険料が給与から控除されていた。申立期間③については、A社で社員として仕事をしており、会社は半年ほどで倒産したが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、これらの期間を厚生年金保険の加入期間として認めしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、当初、当該事業所は平成5年8月3日に厚生年金保険の適用事業所となったことが記録され、同年9月7日に申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該事業所は、6年3月29日付けで、遡及して新規適用の取消処理が行われていることが確認でき、同時に申立人を含む9名の厚生年金保険被保険者資格の取消しが遡及して行われていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、役員でなかった

ことが確認できることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

なお、申立人の当該事業所に係る被保険者資格の喪失日については、申立期間の次の事業所での厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が平成6年3月1日であることが確認できることから、申立人の当該事業所での被保険者資格喪失日は同年3月1日と推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所の新規適用の取消し及び申立人の厚生年金保険被保険者資格の取消しは有効なものとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり資格取得日については平成5年9月7日、資格喪失日については6年3月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、取消処理前のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、B社の元同僚2名の供述から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、申立期間①当時において、元事業主や元同僚は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、C社の代表者及び元同僚の供述から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人はD（職種）をしており、請負契約のような形で働いており、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、当該事業所の顧問社会保険労務士事務所が管理する当該事業所の被保険者台帳において、「申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。」と担当社会保険労務士が証言している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月26日は20万6,000円、同年12月26日は22万7,000円、18年7月28日は27万5,000円、同年12月25日は30万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月26日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年7月28日
④ 平成18年12月25日

私のねんきん定期便を確認したところ、A社に係る賞与支給記録が年金記録に反映されていなかった。会社では、過去2年にさかのぼって届出を行ったが、それ以前の記録について訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が保有している賃

金台帳及び申立人から提出された賞与明細書で確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月26日については20万6,000円、同年12月26日については22万7,000円、18年7月28日については27万5,000円、同年12月25日については30万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年2月28日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月11日から18年8月1日まで
② 平成18年8月1日から同年9月1日まで
③ 平成19年2月28日から同年8月1日まで

私は、C社（現在は、B社）に平成17年10月11日から18年7月末日まで勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険料の控除が記載された給与明細書があるので調べてほしい。

また、A社に平成18年8月1日から19年7月末日まで勤務していたが、厚生年金保険加入期間が18年9月1日から19年2月28日までとなっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、B社から提出されたA社に係る賃金台帳において、i) 平成18年9月から19年3月までの期間の給与から各月に係る厚生年金保険料を控除した記載があること、ii) 申立人が所持する当該事業所が発行した19年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された額と当該事業所の賃金台帳の18年12月から19年3月までの期間における社会保険料の控除額が一致していること、iii) 当該事業所は18年9月から19年3月までの期間の保険料を控除していることを認めていることから、申立人は、申立期間③のうち同年2月及び同年3月の各月

に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 19 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、当該賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②及び③のうち平成 19 年 4 月から同年 7 月までの期間は、当該事業所の賃金台帳において保険料を控除した記載は無い。

また、申立期間②については、申立人は D 県 E 市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票によると、平成 19 年 3 月 1 日から同年 7 月 30 日までの期間における賃金支払日数は「0 日」と記載されているが、当該賃金台帳においては同年 3 月の給与については支払いの記載があり、同年 4 月から同年 7 月までの期間の賃金の支払いの記載が無いことが確認でき、このことについて B 社は、「19 年 4 月以降の期間の賃金の支払いが無いことについては、不明である。賃金台帳に記載が無いということは、A 社では就労していなかったのではないか。」と供述しており、18 年 8 月及び 19 年 4 月から同年 7 月までの期間について申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③のうち平成 19 年 4 月から同年 7 月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③のうち平成 19 年 4 月から同年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①については、B 社から提出された C 社に係る賃金台帳から、申立期間①において、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

また、申立人から提出された平成 18 年 3 月及び同年 4 月分の給与支給明細書において、各月分の厚生年金保険料の控除額と同額が当該賃金台帳において厚生年金保険料として控除されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を平成 18 年 3 月 2 日とする届けを提出後、同年 5 月 17 日付けで当該取得

届を取消しする旨の届出を社会保険事務所に提出していることが確認できる上、賃金台帳において、17年10月から18年2月までの期間及び同年6月から同年7月までの期間の給与から各月に係る保険料を控除した記載は無く、同年3月及び同年4月分の給与から控除した保険料を同年5月分の給与において還付したことが記載されていることが確認でき、その記載内容に不合理な点は見当たらないことから、控除されていた当該保険料は、申立人に還付されたものと認められる。

さらに、申立人は申立期間①にD県E市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和34年4月に入社して以降、平成11年9月20日に退職するまで、一度も辞めることなく継続して勤務していたのに、転勤に伴い昭和36年6月の厚生年金保険の加入期間が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に交付した在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年6月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を、平成3年1月から同年4月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年5月31日まで

私は、平成2年8月2日から3年5月30日までA社に勤務していた。その期間に給与が下がっていないにもかかわらず、同年1月1日から同年5月31日の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が47万円から8万円に引き下げられていることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年4月までは47万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成4年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その後の5年1月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録を3年1月から同年4月までの期間について47万円から8万円に遡及^{そきゅう}して引き下げる処理がされていたことが確認できる。

また、登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、監査役の役職にあったが、当時の取締役の一人は、「申立人は監査役であったが、銀行との折衝が担当であり、経営には関与していなかった。」と証言している上、申立人は、申立期間直後の平成3年6月17日に別の事業所に転職していることから、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の平成3年1月から同年4月までの標準報酬月額は、47万円に訂正することが必要である。

千葉国民年金 事案 2841 (事案 1213 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年9月までの期間の国民年金保険料、同年10月から48年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料及び同年4月から54年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から45年9月まで
② 昭和45年10月から48年3月まで
③ 昭和48年4月から54年3月まで

私は、A市に転居した昭和43年4月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私か夫が市役所でいつも二人分を納めていた。申立期間について、夫の納付記録は納付済みとされているのに、私の納付記録が未納とされていることは納得できないので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市での国民年金手帳記号番号「*」の払出しは、社会保険事務所(当時)が保管する記録及び申立人が所持する国民年金手帳から、昭和48年8月ごろであることが確認できる上、同市において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人は、B県C郡D町での国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、昭和43年4月ごろ、夫と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、再度、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、夫の国民年金手帳記号番号「**」が払い出された同年2月から44年1月までの期間に同

市において払い出された番号の中に、申立人に対し別の番号が払い出されていたことは確認できない。

また、申立人は昭和45年4月から同年9月までの期間については、定額保険料を納付し、同年10月から同年12月までの期間については、付加保険料を含めた保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、D町での国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする義母は、既に亡くなっており、加入及び納付状況は不明である。

さらに、昭和45年4月から同年9月までの期間については、被保険者名簿により、D町において払い出された手帳記号番号で保険料の納付が確認できること、及び同年10月から同年12月までの期間については、申立人は厚生年金保険に加入しており、当該期間は国民年金の被保険者となれないことから、それぞれの期間に対し納付した場合、保険料は過誤納となるが、オンライン記録によると、申立人の被保険者記録において過誤納により保険料が還付された形跡はうかがえないため、保険料の重複納付があったとは認められない上、D町に居住していた期間を含む昭和45年4月から45年12月までの保険料をA市において納付していたと主張しているが、納付状況について申立人から具体的な申述は得られず、申立てが確からしいという心証は得られない。

加えて、申立期間①、②及び③を合わせた132か月もの長期にわたり行政による不適切な記録管理が行われていたとは考え難い上、再申立てに当たり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料が提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年6月から61年3月まで

私は、国民年金の加入手続をしたとき、義父に付加保険料の納付を勧められ、申立期間については国民年金定額保険料に付加保険料を加えて毎月納付していた。国民年金加入時に、年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の「被保険者となった日」欄に加入日付及び付加保険料の申し出を行った表示として「附」のゴム印が押されていたことを確認している。付加保険料を納付していたのに年金手帳から「附」の表示が削除され付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について付加保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市において付加保険料を納付する場合には、国民年金定額保険料及び付加保険料の合計額を一枚の納付書で納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料は合わせて納付済みとなるはずであり、付加保険料についてのみ未納となることは考え難い。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の「被保険者となった日」欄に、「53.6.29」の日付印及び「附」の印が押されているが、当該二つの印は二重線により消除され、消除した市の印が押されていることが確認でき、再度付加保険料の納付を申し出た形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、94か月と長期間にわたっている。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月

私は、平成17年3月分の国民年金保険料を確かに納付しており、このことは国民年金未納保険料納付勧奨通知書に納付済みとして記録されている。最近、送付されたねんきん特別便にこの記録が表示されていなかったため、年金加入記録回答票に追加すべき記録として記載のうえ提出しているにもかかわらず、現在も未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠書類として国民年金未納保険料納付勧奨通知書を提出しているところ、当該通知書に記載された納付状況は平成18年3月分の保険料の納付済記録であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る資格取得及び喪失の記録は平成22年1月12日に追加処理が行われており、それまでは申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に対し別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は、基礎年金番号導入後であり、保険料収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていることから、年金記録管理に過誤が生じるとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申述は曖昧であることから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から54年3月まで

私が20歳のとき、母が国民年金の加入手続をしてくれた。その後、申立期間の国民年金については、車の免許取得のため会社をいったん退職したとき、母が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、集金に来た納税組合員に国民年金保険料を納付した。保険料を納付したのに、未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、昭和51年11月1日に国民年金被保険者の資格を喪失し、62年7月10日に資格を取得していることが記載されている以外、申立期間における国民年金被保険者の資格取得は記録されていない上、当該資格記録は国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間を含め結婚前の国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、母が行ったはずであると述べているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、申立人が20歳になったときに国民年金の加入手続を行った記憶のほかは、申立期間における国民年金の切替手続及び保険料の納付については覚えが無いと証言しており、切替手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結

果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から60年3月まで

私が20歳になった昭和56年*月ごろ、私は父に国民年金の加入を勧められ、市役所の支所で加入手続を行い、国民年金保険料は滞ることなく納付書により毎月支所で納めていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和56年*月ごろに市役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、61年2月以降に払い出されており、同時期以降に加入手続を行ったことが推認できる上、被保険者名簿には加入申請の受理日が同年4月11日と記載されていることから、20歳になったころに加入手続を行ったとする申立人の主張と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の過半である昭和58年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人は、国民年金加入時にさかのぼって保険料を納めた記憶は無いと申述していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより申立人の旧姓での縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から63年1月まで

私は、平成元年4月に会社を退職し国民年金に加入した。その後、市役所から送付されてきた国民年金保険料の納付書の金額が思っていたより高かったので、市役所に相談に行ったときに、職員から国民年金は20歳から加入し、保険料を納付しなければならないと説明され、父からお金を借りて申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、平成元年4月1日と記載されており、当該資格記録はオンライン記録及び被保険者名簿と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成元年4月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、保険料を一括納付したと述べているが、申立人は納付状況等についての記憶が定かでなく、オンライン記録によると、同年8月に同年4月分から同年8月分までの保険料を一括納付していることが確認できることから、申立人が一括して保険料を納付したとの記憶は、同年8月に納付した際の記憶によるものと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、昭和45年4月に会社を退職し、それ以降は父が経営していた会社で働いていた。当時、会社で経理を担当していた母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が経営していた会社で働いていたときに、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の前後の任意加入者の取得年月日から昭和49年4月ごろに払い出されていることが確認できることから、同時期、国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、加入時点において申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっていることから申立期間当時の証言を得ることはできず、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が昭和57年4月ごろA区役所で国民年金の加入手続をし、納付したはずである。母が亡くなっているので詳細は不明であるが、未納の督促は一度も受けたことはない。そのとき、交付された年金手帳には日付と区役所の押印があるので、私の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月から60年6月までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号の前後の番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和63年12月上旬に行われ、この際、57年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得したと推認されることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成 3 年 3 月まで
私は申立期間当時大学生であり、国民年金の任意加入期間であったが、私の姉のときと同様に、親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたと聞いているので、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、平成 3 年 3 月 30 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された番号の一つであり、申立人の前後の番号の被保険者の資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月に行われ、この際、被保険者資格を同年 4 月 1 日付けで取得したことが推認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父の記憶も不鮮明のため、申立期間に係る納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は 59 か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年3月までの期間及び平成3年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月から63年3月まで
② 平成3年2月から同年3月まで

私の申立期間に係る国民年金保険料は、父が納付したはずである。私は国民年金の加入手続や保険料の納付をしていないので詳細は不明であるが、昨年亡くなった父が「20歳になれば年金をかけなさい。」と言って私の国民年金の加入手続を行った記憶があるので、納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年12月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、平成5年11月11日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、上記手帳に初めて被保険者となった日が同年10月1日と記入されている上、オンライン記録の申立期間に係る国民年金被保険者資格が同年11月17日に追加処理されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年11月中旬に行われ、この際、申立期間に係る被保険者資格をさかのぼって取得したものと推認できることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の父は、既に亡くなっている

ため申立期間の納付状況等が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から9年6月まで

私が20歳になったとき、父が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれたことがきっかけで、親元を離れA（地名）で一人暮らしを始めてからも自分で保険料を納付していた。A（地名）ではアルバイトで生計を立てており、保険料を毎月払うのは非常に厳しく、遅滞したことが何度もあるが、なんとか保険料を工面してまとめてでも払っていた。平成4年5月から9年6月まで、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月から9年6月までの期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付金額、納付方法及び納付先について申立人の記憶は不鮮明であり、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間は62か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間には、保険料の収納事務の電算化が図られた後の平成9年1月以降の期間も含まれており、その期間は年金記録事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から同年10月まで

私は、結婚のため昭和51年5月に会社を退職後、すぐに国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと記憶しているが、年金記録では加入が6か月後の同年11月になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、同年10月5日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、同日以前に加入手続を行うことは考え難いこと、及び同手帳には申立人の国民年金の被保険者資格が同年11月17日に任意で取得されたことが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、加入手続を行った時期及び保険料の納付金額、納付場所等についての記憶が不鮮明なため、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から57年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から57年3月まで
② 昭和57年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和55年5月か6月ごろ、母と共にA市役所の国民年金課で国民年金の加入手続をして、20歳に^{さかのぼ}遡って母が納付したはずであり、それ以降の保険料についても納付していたはずなので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和55年5月又は6月ごろ、申立人の母と共にA市役所の国民年金課で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、59年9月28日に社会保険事務所（当時）からA市へ払い出された番号の一つであり、同日以前に同市において申立人の国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

また、申立人は申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人と共に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母は、記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況等が不明である。

2 申立期間②について、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の加入手続が昭和60年1月に新規受付された記録があること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年1月下旬に行われたことが推認されることから、この時点では、申立期間②の保険

料は時効により納付することはできない。

また、申立人は昭和60年1月に18か月分(57年10月から59年3月)の保険料を過年度で一括納付したことを記憶しており、その際、時効で納付できなかった期間があった気がする」と述べている。

- 3 さらに、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

私は、昭和61年ごろに雨が凄く降っている中、父と娘と3人でA市役所に行った。父が国民年金の加入手続をする間、私と娘は車の中で待っており、私自身が加入手続には直接関与はしていないが、そのときに父から国民年金保険料を手持ちの50万円で納付した旨を確かに聞いた。未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、昭和61年4月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されており、A市の保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2855（事案 1644 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から54年1月まで

私は、新たな資料や情報は無いが、老齢年金を受給できるようA社を退職した直後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しているはずであり、前回の申立てに対し、記録訂正は認められないとの結論を受け取ったが、納得できないので再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が初めて国民年金の被保険者となったのは昭和54年2月17日であり、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であること、ii) 申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2856

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

私は、大学卒業後、資格取得の勉強のため就職はしていなかったが、母に将来のために国民年金保険料を納付するように勧められ、アルバイトで稼いだお金で保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できないので記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の平成12年4月から14年3月までの期間については、学生納付特例の適用を受けているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、16年8月8日に過年度納付していることが確認でき、同時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等についての記憶が明確ではなく、当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から62年1月まで

私は、会社を退職後、A市役所B支所（現在は、C市D区役所E支所）に出向き、窓口で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をしたのに、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無く、「国民年金の記録欄（1）」欄には、1行目に平成9年4月1日に資格を取得したことが記載されており、その資格記録とオンライン記録の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は基礎年金番号制度発足前であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる手帳記号番号がA市（現在は、C市）において申立人に対し払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から9年3月までの期間及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月から9年3月まで
② 平成9年5月

私は、平成2年12月に国民年金の加入手続を行ったが、申立期間について社会保険事務所(当時)から未納通知が届いたので、9年5月ごろ、夫がA区役所B事務所の窓口で納付書により10数万円の国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は平成2年12月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、オンライン記録において申立人に基礎年金番号制度(平成9年1月施行。この時点において加入している年金制度の被保険者番号が年金制度間共通の基礎年金番号となる。この時点において年金制度に未加入状態の者は、直近の加入していた年金制度の被保険者番号が基礎年金番号となる。)が始まる以前の国民年金手帳記号番号は無く、申立人の基礎年金番号には、加入していた厚生年金被保険者番号が振り当てられている。

また、申立人は、年金手帳は現在所持しているものしか交付されたことはないと述べているところ、手帳には基礎年金番号になった厚生年金保険被保険者番号のみが記載され、国民年金記号番号は無く、国民年金の資格記録は記載されている。これは、国民年金の記録を基礎年金番号で管理しているからであり、加入手続が平成9年1月以降に行われたことを示している。

さらに、オンライン記録の申立人の国民年金第3号被保険者資格取得届の処理年月日及び年金手帳の国民年金資格記録欄にA区における記入

処理を示すゴム印が押されていることから、平成9年7月に加入手続きが行われたものと推認され、オンライン記録に同年9月に同年4月の国民年金保険料を納付している事実があることから、その時点において申立期間のうち7年7月以前は時効により納付できない期間である上、A区役所B事務所の窓口では9年3月以前の過年度保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の総額は32万3,000円となることから、申立人の夫が述べている金額とは大きく相違する。

- 2 申立期間②については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられ、同年4月分の保険料が適切に収納処理されているのに同時に納付したという同年5月分が抜け落ちるということは考え難い。
- 3 また、申立人本人は納付した金額を知らず、保険料をどこから支出したかも明確ではなく、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2859（事案 1841 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年2月までの期間及び48年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年2月まで
② 昭和48年11月

当初の年金記録確認千葉地方第三者委員会での判断後、新たな資料は見つからないが、私と母は、昭和50年6月25日にA社会保険事務所（当時）かB市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。そのとき、国民年金保険料の未納分を調査してもらい、その分の保険料を一括納付し、未納分が無いことを確認してもらったことは間違いない。私の年金記録が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は昭和50年6月25日に、45年4月から46年3月までの特例納付保険料及び49年7月から50年3月までの過年度保険料を納付した際に、申立期間の保険料についても一括納付したと主張するところ、申立期間は、平成19年1月23日に申立人の厚生年金保険加入期間と国民年金加入期間との記録統合が行われたことにより判明した国民年金の未加入期間であり、特例納付した時点では、申立期間は未だ判明していないため特例納付の対象とはならず、記録統合が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付することはできないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき21年11月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、B市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、49年7月20日に被保険者資格を再取得しており、資格喪失理由は「厚生年金加入者」として50年5月12日に受け付けされたことが記載されていることから、46年4月

1日から49年7月19日までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間として取り扱われていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳の国民年金の資格記録とも一致する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から56年6月まで

私が20歳になったときに、親がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。結婚前は、私の親がA市役所で、結婚後は、夫がB町役場で国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、申立人の両親が国民年金の加入手続をA市役所で行い、申立期間の国民年金保険料については、結婚前は両親が、結婚後はその夫が納付してくれていたと主張するところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和56年7月ごろにC郡B町で払い出されたことが推認でき、申立人が国民年金に任意で加入手続を行ったのも同時期と考えられることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る加入手続及び納付状況については不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年5月まで

私は、昭和47年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、私の妻が保険料を納付していたはずであり、妻の記録は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続、保険料の金額等についての記憶が不鮮明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2862 (事案 1022 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

私は、昭和50年11月27日にA郵便局の隣の集会所で行われた国民年金の相談会において「7年さかのぼって国民年金に加入しておいたほうが良い。」と窓口の係員に勧められ、郵便局で私の貯金から現金をあるだけ下ろして、42年4月から48年3月までの6年分の国民年金保険料を納付した。このときに発行された一時預り証があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、前回の申立後、相談会の担当者の「B」という人が市役所にいと友人から聞いたので調べてほしい。そのほか、申立期間当時の確定申告書から保険料の納付について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立人が所持する昭和50年11月27日付け発行の「一時預り証」が、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠書類であると主張するところ、当該一時預り証は、同年11月28日付けで発行された6枚の「国民年金保険料納入通知書兼領収証書」(申立人の48年4月から49年3月までの保険料、申立人の夫の43年4月から47年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の保険料に係る領収証書)に係るものであると考えられ、当該一時預り証に記載されている金額は、申立期間の保険料を50年11月に特例納付した場合の保険料額とは符合しない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回審議に納得できないとして、再申立てにおいて市役所に「B」という者が当時いたと友人から聞いたとして、同氏についての調査及び確定申告書の国民年金保険料の控除について調査してほしいと主張しているが、同氏については氏名の一部しか判明しておらず、個人を特定できないため同氏に対する調査を行うことができず、証言等を得ることができない上、申立人の住所地を管轄する税務署に照会したところ、申立期間当時の確定申告書については保存期限経過のため処分済みにつき確認できないと回答している。

今回、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月31日から25年4月1日まで
私は、昭和24年4月1日にA社に入社し、28年4月まで継続して勤務した。申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落している
ので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同期にB養成所に入所し、申立人と同様に、昭和25年4月1日からA社C事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元同僚は、いずれも「申立期間は当該事業所に継続して勤務し、養成所に通っていた。」と供述していることから、申立人は申立期間当時、当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している従業員が多数認められる。

D町史によると、A社は、E（職種）の養成を図るため、戦前からB養成所を開設してきたが、戦後、学校教育法に基づき、昭和23年11月に同養成所を3年制のF学校に名称変更し、24年4月に第一期入学生を募集しているところ、申立人は、同養成所に2年、同学校に1年在学し、25年3月に同学校の第一期卒業生となり、当該事業所における厚生年金保険の被保険者となっている。

一方、申立人の1年後輩は、同養成所に1年、同学校に2年在学後、A社C事業所における被保険者資格を取得し、2年後輩（第一期入学生）は、同学校に3年在学後、当該事業所における被保険者資格を取得している。

これらのことを総合的に判断すると、A社C事業所では、B養成所時代

は当該事業所における厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしていたが、学校教育法に基づくF学校に名称変更したことに伴い、学校在学中は厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしないこととしたと考えるのが自然であり、申立人を含む第一期から第三期までの卒業生が、いずれも昭和24年8月に当該事業所における被保険者資格を喪失していることについては、F学校として再スタートした同年4月から資格を喪失する事務手続が同年8月にずれ込んだことによるものと考えられる。

また、A社C事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業を継承しているG社は、「申立期間当時の関係資料は無く、雇用実態は不明である。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
「失業保険被保険者離職票」に、A社において昭和 42 年 1 月 21 日から雇用保険の資格を取得していると明記されているのに、厚生年金保険は同年 11 月 1 日からの加入記録となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の所持する失業保険被保険者離職票及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立人とほぼ同時期に当該事業所で厚生年金保険の資格を取得した 10 名に照会したところ、入社時期を記憶している 7 名のうち 4 名は、入社時期の 11 か月後から 3 年後の間に厚生年金保険に加入していたことが確認でき、そのうち 1 名は、「厚生年金保険に加入するまでの間、事業所から国民年金に加入するよう言われた。」と供述しており、オンライン記録により、当該元同僚は、当該事業所に入社した 2 年半ほど後に厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、B健康保険組合は、「申立人の健康保険被保険者資格取得日は昭和 42 年 11 月 1 日である。」と回答しており、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月15日から28年5月1日まで
② 昭和29年1月1日から同年3月15日まで

私は、昭和27年11月15日にA社B支店に入社し、C（職種）として29年3月まで勤務した。最初の給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の加入記録が8か月しかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時の元同僚を覚えていないことから、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録を有する10名に照会したところ、回答があった7名のうち2名は、申立人を記憶しているものの、勤務期間を特定できず、申立期間①及び②に当該事業所に勤務していたことを確認できない。

また、申立期間①については、A社B支店は、昭和27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同日に26名が被保険者資格を取得しているところ、申立人の氏名は無く、その後の申立期間においても申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間②については、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間であり、複数の元同僚は、「昭和28年12月に管財人を残して解雇された。同年12月の給与は支給されなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所の当時の元支店長は、既に死亡しており、申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 1 から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 9 月から 49 年 9 月末まで、A 区 B の C 社に正社員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の同僚を覚えていないため、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者資格を有する 12 名のうち、既に死亡している 5 名を除く 7 名に照会したところ、回答があった 4 名のうち 1 名は、申立人を覚えていたものの、勤務期間を特定できず、申立期間に勤務していたことを確認できない。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」と回答していることから、申立期間当時の保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 49 年 9 月 1 日に資格を喪失している上、同年 9 月 12 日付けで資格喪失届が受理されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 7 月 13 日まで A 事業所へ勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が同年 2 月 1 日からとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とほぼ同時期に入社した複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間に A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚のうち 6 人に照会したところ、そのうち 4 人は、申立人と同様に、入社から約 1 年半後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、そのうち 3 人は、それぞれ「A 事業所側が、厚生年金保険の加入について入社後すぐには加入させず、加入が遅れた。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 25 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、A事業所、B社、C社及びD社で加入していた厚生年金保険について脱退手当金が支給されているとの国の記録に対し、C社及びD社での加入期間については、脱退手当金を受け取っていないと平成9年8月に審査請求を行い、翌年2月に再審査請求を行った結果、私の主張は認められた。

今回、その審査請求において請求の対象としなかった、A事業所及びB社での被保険者期間について脱退手当金が支給されたとする記録に不服があり、その2社における厚生年金保険の被保険者記録の回復をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社及びD社で加入していた厚生年金保険に対し脱退手当金が支給されているとの国の記録を不服とし、E県社会保険審査官へ審査請求及び社会保険審査会へ再審査請求を行っているが、その2度の審査請求において、申立人は、A事業所及びB社で加入していた厚生年金保険については、脱退手当金の受給を認めている。

また、申立人は、電話での聴取に対し、「B社の事務員が勝手に脱退手当金を請求してしまった。B社での加入期間だけだと24か月にならないが、その前のA事業所の期間を合わせると、24か月を超えるので請求できると言っていた。それで、その事務員が請求した一時金を受け取ったと審査会では説明した。」と供述しており、申立期間に係る脱退手当金の受領は認めている。

申立人は、脱退手当金の受給を認めながら、B社が行った脱退手当金の請求を了解していないと主張して記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人が受給したことを認めているにもかかわらず、記録の訂正が必要であると認めることはできない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 7 日から 36 年 7 月 18 日まで

私は、昭和 35 年*月*日に長男出産のためA社を休職し、36 年 4 月に国民年金制度が発足した際に、将来の年金のことを考え夫婦共に国民年金に加入し、会社には退職手続を取らずそのまま退職した。最近まで同社で厚生年金保険に加入していたことを知らず、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から4年6月1日まで

私は、平成元年1月に、A社にB（職種）として入社し、半年間の見習い期間後、同年6月1日から本採用され、5年11月21日まで勤務したにもかかわらず、本採用後から4年6月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び事業主は、申立人がA社に勤務していたことについては記憶しているが、勤務期間については記憶に無く、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、元同僚のうち一人は、「当時、独身者及び若い社員の中には、毎月の現金収入を多くするために、自分の意思で厚生年金保険に加入していない人も多数いた。私の記憶では、申立人も自分の意思で加入していなかったはずである。」と供述している。

さらに、雇用保険の加入記録及びC健康保険組合が保管する健康保険の加入記録においても、申立人の資格取得日は、平成4年6月1日と記録されており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、当該事業所の事業主は、「申立人が勤務していたことは確かだが、当時の資料が無く、申立人の勤務期間、雇用形態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除については、いずれも不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 29 年 4 月から A 社（現在は、B 社）の社長に就任する 31 年 5 月末まで、C 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 31 年 6 月から社長に就任したとする A 社の閉鎖登記簿謄本は、60 年 4 月以前のもものが保存されていないことから、申立人が社長に就任した時期を確認することはできない。

また、C 社の複数の元同僚は申立人を記憶しているものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、C 社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主も死亡している上、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、事業主による厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

加えて、C 社の厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 20 日から同年 7 月 19 日まで
私は、昭和 48 年 3 月から 50 年 1 月まで、A 区 B に所在した C 社で D（職種）及び E（作業）をしていた。入社してすぐに厚生年金保険に加入したと思うので、入社してから 4 か月間被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚を記憶していないことから、C 社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある複数の元同僚に申立人の入社時期について照会したが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたとする供述を得ることができず、申立人の入社時期を特定することができない。

また、元事業主は、「当時の就業規則では、本採用する者には試用期間を定めていた。試用期間を経過して本採用となった時点で各種保険等に加入させる取扱いであったと記憶している。」と回答しているところ、申立人の雇用保険の記録は、昭和 48 年 7 月 19 日資格取得、50 年 1 月 20 日資格喪失となっており、オンライン記録と同一期間となっている。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は当時の関係資料を保存しておらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2510

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 4 月 30 日まで

私は、A社に勤務していた当時、不景気で、税金も納付できなかったため、社会保険事務を担当していた妻を介して厚生年金保険料の納付について社会保険事務所（当時）に相談した。その際、滞納分の保険料を納付しなくてもよい方法で手続をしてもらったが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に減少しているので、調査した上で、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 14 年 4 月 30 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年 10 月 8 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、59 万円から 9 万 8,000 円に遡及^{そまきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当時の経営状況について良好ではなかったとした上で、厚生年金保険料の滞納の有無について、「金額は定かではないが、滞納していた。」と供述している。

さらに、申立人は、「社会保険関係の手続は、妻が担当していた。」と供述しているところ、申立人の妻は、「社会保険事務所の担当者の指示を受けて書類を書き印を押したが、手続内容が分からず説明もなかった。」と供述しているが、当該事業所の閉鎖登記簿謄本において、申立人の妻が当時取締役であったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の業務の執行に最終的

な責任を負っている代表取締役である申立人が、申立人の妻であり当時社会保険事務を担当していた取締役により行われた標準報酬月額に係る記録の訂正処理について、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 10 月 1 日から 30 年 10 月 1 日まで
② 昭和 30 年 11 月 16 日から 31 年 6 月 7 日まで

私は、昭和 29 年 10 月から 31 年 6 月末まで、A社に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する元同僚のうち所在が判明した者に照会したが、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認ができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 2 日から 29 年 7 月 20 日まで
② 昭和 29 年 10 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 15 日から 37 年 1 月 24 日まで

私は、脱退手当金を受給した覚えがないので、厚生年金保険の被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、昭和 37 年 3 月 2 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記録がある。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 4 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 53 年 3 月 26 日まで

私は、昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 11 月 11 日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた申立人と同じB（職種）の複数の元同僚は、「当該事業所では入社から相当期間経過しないと社会保険に加入させてもらえなかった。」と証言している上、申立期間の直前まで経理及び社会保険事務を担当していた元同僚は、「B（職種）について入社後しばらくは社会保険に加入させておらず、厚生年金保険に加入させていなかった期間は厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、上記B（職種）の元同僚の入社日から厚生年金保険被保険者の資格取得日までの間に個人によって差はあるが、期間を要したことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、B（職種）を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月から28年10月まで
私は、昭和25年5月から28年10月までA社所有のB丸に乗船していたが、船員保険の加入記録が全く無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB丸の船長から交付された上陸証明書から、勤務期間は特定できないが、申立人がB丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、申立人は元同僚の氏名を覚えておらず、A社に係る船員保険被保険者名簿から所在が判明した元同僚5人に照会し、4人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えていないことから、申立期間当時の船員保険の加入状況について確認できない。

また、当該事業所は既に船員保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料の所在は不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間に係る船員保険被保険者台帳には、申立人の船員保険の加入記録が無い上、A社の申立期間に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

なお、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 21 日から同年 7 月 20 日まで
私は、昭和 34 年 5 月 21 日から同年 7 月 20 日まで A 丸に乗船し、船員保険に加入していたが、船員保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、B 氏所有の A 丸に昭和 34 年 5 月 21 日に雇い入れられ、同年 7 月 20 日に雇い止めとなったことが確認できる。

しかし、A 丸を継承している C 社は、「個人営業時の帳簿類の所在については当社では全く分からず、当時の記録が無いため確認できない。」と回答していることから、申立期間当時の船員保険料の控除について確認できない。

また、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、船員保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有し、所在が判明した元同僚 3 名に照会したところ、そのうち供述を得られた 2 名は、「申立人を覚えていない。」と証言していることから、申立人の申立期間当時の船員保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立期間に係る当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月から30年12月まで
② 昭和32年から36年まで
③ 昭和36年から40年11月1日まで
④ 昭和41年7月31日から42年まで

私は、昭和23年8月から30年12月まで、A市に所在するB社に勤務した。また、32年から36年までC区Dに所在するE社に勤務したが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和36年から42年までF社に勤務したが厚生年金保険の加入記録によると40年11月1日から41年7月31日までが被保険者期間と記録されており、厚生年金保険の加入記録が一部欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社は、A市において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は申立期間当時の事業主の氏名を記憶しているものの、所在が確認できない上、元同僚を記憶していないことから、聞き取り調査等を行うことができず、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、E社はC区Dにおいて厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、E社の当時の事業主の所在が不明である上、申立人は元同僚を記憶していないことから、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

なお、E社に事業所名が類似するC区に所在するG社の事業主は、「当社は、C区Hに所在したことはあるが、同区Dに所在したことはないので申立人が勤務したのは当社ではない。」と供述している上、同社に勤務した複数の元従業員も同様の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④については、申立人が氏名を記憶している元同僚及びF社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある住所が判明した6名に照会し、3名から回答があったが、いずれも「申立人がF社に勤務していたことは覚えているが、申立期間③及び④に勤務していたかは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、当該元同僚のうち1名は、申立期間③について、「当該事業所には見習期間があったようで、勤務開始後の2年間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人に係るF社の事業所別被保険者名簿において、昭和40年11月1日から41年7月31までの被保険者期間は確認できるが、申立期間③及び④に申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私は、A 市（現在は、B 市）に所在する C 社の D（施設）に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間においても事業主により給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、C 社の D（施設）に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社において被保険者記録を有する複数の当時の同僚に照会したところ、回答があった元同僚 2 名は申立人を覚えていないと供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、C 社に係る被保険者名簿において、健康保険証返却日は昭和 43 年 6 月 26 日と記入され、健康保険証の返却は遅れているものの、健康保険証欄において、申立人の資格喪失日は同年 3 月 31 日と記入されていることから、記録管理に不自然さはない。

さらに、C 社における申立人の最初の資格取得日（昭和 42 年 12 月 1 日）の標準報酬月額が 4 万 5,000 円であったが、再資格取得日（昭和 43 年 9 月 1 日）の標準報酬月額が 2 万 6,000 円に減額されているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、元同僚 3 名の標準報酬月額について調査したところ、当該期間において減額になっていないことを踏まえると、申立人は、新たに雇用した取扱いとなっている

ことが推認できる。

加えて、上記被保険者名簿により、申立人の申立期間前の資格取得日は、昭和42年12月1日（健康保険番号*番）となっており、また、申立期間後の資格取得日は43年9月1日（健康保険番号*番）と記録されており、申立期間後に新たな健康保険番号を取得していることが確認できる。

その上、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 5 日から 36 年 12 月 16 日まで
② 昭和 36 年 12 月 16 日から 38 年 4 月 25 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 20 日から 40 年 2 月 21 日まで

私の年金記録を確認したところ、申立期間はいずれも脱退手当金を支給済みとの回答であったが、私は脱退手当金を受給する手続きをしていないし、受給した覚えもない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る申立期間③のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約7か月後の昭和40年9月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月29日から50年12月28日まで
私は、申立期間はA社に勤務し、その期間は厚生年金保険被保険者の期間と思っていたが、被保険者となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A社のB工場の責任者で、自分及び妻は健康保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の取締役であったが、昭和47年12月31日付けで辞任していることが確認できる。

また、当該事業主は、「申立人は、昭和47年12月末でA社を退職した。」と証言している上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録では、申立人は昭和48年2月から国民年金に加入している上、申立人及び申立人の妻は同年2月1日付けで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2520

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 21 日から 45 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間はA社の社員として、B県C市DにあったE社のF（職種）として勤務したが、その期間はA社の事業主から交付された健康保険証を使用した記憶が有り、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のE社における執務環境に係る具体的な供述、及び申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録は、事業所名は不明ではあるが、昭和 44 年 5 月 21 日に資格取得、45 年 3 月 31 日に離職と記録されていることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は「申立期間当時、E社は、当社の社員により運営しており、E社が平成 18 年 9 月 1 日に適用事業所になるまでは、当社がE社を含めグループ会社の社員に係る厚生年金保険手続を一括して行っていた。申立人は、当社の現地採用社員として採用されたと思われる。現地採用社員は日給月給の雇用形態であった者が多く、厚生年金保険については加入できなかった。申立人の氏名は、当社の厚生年金保険加入員台帳に記載されていない。」と回答している。

また、申立人は「申立期間の雇用形態に係る記憶は無い。当時は厚生年金保険に係る関心が低く、自分の給与から保険料が控除されていたという記憶も無い。」と供述しており、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、申立人が「申立期間当時、A社の事業主から手交された健康保

険証を使用した記憶が有る。」と供述していることに関し、A社は、「日給月給の現地採用社員については、日雇いの制度によりG国民健康保険組合に加入させていた。」と回答しているところ、G国民健康保険組合は、「昭和49年より前に退職した加入組合員の記録は廃棄済みであり、加入事実の確認はできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 8 日から 48 年 3 月 21 日まで
私は、ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間について、脱退手当金の支給期間になっていることが判明した。脱退手当金の制度も知らなかったし受給した記憶も全く無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）における申立期間当時の脱退手当金支給の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、当該請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後の昭和48年5月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

一方、申立人は、年金事務所が保管する「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」に記載されている申立人の旧姓である「B」が「C」と記載されていることから、記録管理に不自然な点があると主張しているが、氏名以外の記載事項である生年月日、被保険者証記号番号及び被保険者期間等に誤りは無く、記録管理が不自然であるとまではいえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 22 日から同年 8 月 7 日まで
私は、知人から同業の A (業種) で新規に起業する B 社を紹介され、昭和 38 年 4 月 22 日に入社 (社員 8 人) したが経営不振のため、同年 8 月 7 日に退社した。同年 5 月から同年 7 月までの給料支払明細書には、厚生年金保険料が 588 円控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、給料支払明細書の控除額欄に記載されている「厚生年金 588 円」をもって「厚生年金保険料の控除が行われた。」と主張しているが、申立期間当時の厚生年金保険料率で算出した保険料額と給料支払明細書に記載されている控除額が不一致である上、健康保険料の控除はされていないことが確認できることから、当該給料支払明細書をもって申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実を確認することはできない。

また、提出された 3 枚の給料支払明細書は、事業所名の記載がなく、支給年月は 2 枚が未記入であり、当該給料支払明細書が B 社のものであるか否かを確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、給料支払明細書と一緒に提出された封筒の写しに押印されている当該事業所名と所在地から住所地を管轄する法務局及び C 商工会議所に照会した結果、該当する事業所は見当たらない。

加えて、上記元同僚は、申立人と同じく当時の給料支払明細書を保有し

ていたが、申立期間当時の厚生年金保険料率で算出した保険料額と給料支払明細書に記載されている控除額は一致していない上、申立人は、「会社には、自分を含めて全員で9人いた。」と供述しているところ、上記元同僚以外の元事業主及び元同僚については所在が不明なため申立人の当該事業所での厚生年金保険の加入状況及び勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで
私の夫は、昭和 46 年 5 月に A 社から B 社又は同じ場所にあった C 社に転職した。B 社の元同僚に厚生年金保険の加入記録があるのに、夫には加入記録が全く無いことは納得できないので調査をしてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立期間において C 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録において C 社は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人が当時勤務していたとする B 社及び B 社と同じ場所にあった C 社の元同僚 6 名に調査を行ったところ、5 名から「申立人は D (職種) として在籍していた。」との供述を得たが、そのうち 2 名からは、「C 社は、申立人を含む D (職種) の 3 名のみだった。」と供述しているところ、申立人を含む 3 名は、申立期間当時において厚生年金保険被保険者の加入記録は確認できない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、当時の両社の事業主は所在が不明であり、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することはできない上、上記元同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから36年3月まで

私は、昭和28年か29年ごろから36年の3月まで、A市にあったB事業所のC(部門)に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市に所在するB事業所に勤務した。」と主張しているところ、申立人から提出された申立期間当時に当該事業所において撮影したとする写真及び申立期間当時に申立人が以前勤務していた事業所に勤務していた友人等の証言から、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B事業所は厚生年金保険の適用事務所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局においても申立期間当時にA市内に所在する「B事業所」という事業所及びそれに類似した名称の事業所の商業登記の記録は確認することができない。

また、申立人が当時の事業主であると主張する者については、所在が判明しないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を4名記憶しているが、そのうち3名については氏名の一部のみの記憶であり、残り1名も連絡先が不明であり、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 6 日から 46 年 4 月 13 日まで
私は、昭和 44 年 5 月 2 日から 46 年 4 月 12 日まで、A社に継続して勤務していたのに、45 年 7 月 6 日から 46 年 4 月 13 日までの期間について、厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社に勤務しており、申立期間も厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した元同僚6名に申立人の勤務実態等について照会を行ったところ、そのうち2名から回答があり、申立人については記憶していたが、具体的な証言は得られず、申立人の勤務実態及び勤務期間について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 21 日から 49 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 21 日から、A 社（現在は、B 社）が運営する C 事業所（現在は、D 事業所）の E 部の従業員として、49 年 7 月 25 日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は退社する直前の 3 か月分しかないことは納得できない。調査して厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び C 事業所の元 F（職種）の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主の妻は、「申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除については不明である。また、C 事業所の E 部には、少なくとも昭和 55 年ごろから平成 22 年 3 月まではパート従業員しかいなかった。」と証言しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、G（作業）を担当していた元同僚は、「申立人は、C 事業所に依頼されてパート職員として採用されていたが、先代の社長に相談して途中から厚生年金保険に加入したようだが、自分は直接関与しておらず、それ以上は分からない。」と証言している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「申立期間における C 事業所の長期休暇期間中は、仕事は休んでおり、この間は給与の支給はなかった。」と供述しており、

当該期間における保険料の控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月26日から同年7月1日まで

私は、昭和27年9月1日にA社に入社し、29年6月末に退職するまで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が同年3月26日に資格を喪失したことになっている。申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和27年9月1日から29年6月末まで、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、発行日及び発行機関は確認できないものの、申立人から提出された職歴書には、当該事業所における勤務期間については「27年9月1日から29年6月30日まで勤務」したことが記載され、当該事業所の勤務期間と申立期間は合致する。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、閉鎖商業登記簿謄本により解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、申立人が氏名を挙げた当該事業所の当時の社会保険の担当者は、所在が判明しないため、厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した5名の元同僚に照会を行い、回答があった3名のうち2名は、「申立人を知ってはいるが、退職時期までは記憶に無い。」と供述し

ており、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。